

無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象=遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時=3月10日(日)午前8時~正午
- 場所=日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)
- その他=予約制のため、平日に事前の電話予約が必要です(午前8時半~午後5時)。
なお、相談は平日も無料です。お気軽に電話予約してお越しください。
- ☎日南公証役場 ☎23-5430

②行政相談

- 相談対象=行政に対する意見や要望、相談など
- 日時=3月25日(月)午前9時~正午
- 場所=市役所1階B会議室
- ☎市民生活課生活環境係 ☎72-1356

③法律相談

- 相談対象=ご近所トラブル、離婚、相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など
- 日時=3月15日(金)午後2時~終了次第(要予約)
- 場所=市総合保健福祉センター
- ☎申間市社会福祉協議会 ☎72-6943

④人権相談

- 相談対象=セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時=3月11日(月)午前10時~午後3時
- 場所=市木支所
- ☎総務課総務係 ☎72-4557

⑤年金相談

- 相談対象=高齢、障害、遺族などの年金請求および相談

⑥消費者生活巡回相談

- 日時・場所
3月7日(木)午前10時~午後3時
市役所1階A会議室
- その他=事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。
- ※予約受付時間=平日午前8時半~午後5時15分
- ☎市民生活課市民係 ☎72-1117
都城年金事務所 ☎0986-23-2571

⑦募集中

- 相談対象=消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
- 日時=3月19日(火)午前10時~午後3時
- 場所=市民生活課市民相談室
- その他=事前(前週金曜日の午後4時まで)に電話予約が必要です。
- ☎日南申間消費者生活センター ☎23-4390

警察署だより

☎申間警察署 ☎72-0110 警察安全相談#9110

⚠️ 震災に便乗した詐欺に注意!

令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」に伴い、震災に便乗した特殊詐欺などの発生が懸念されます。今後、

- ◆ 被災地にいる身内をかたったオレオレ詐欺
- ◆ 公共機関やボランティア団体を名乗り、義援金や寄付金を名目に金銭をだまし取る詐欺
- ◆ 官公庁などからの災害関連情報を装った詐欺(フィッシング)メール

に十分ご注意ください。

被害に遭わないために...

- ①不審なメールに添付されたURL (https://...)をクリックしない。
- ②電話やメールでお金のお話が出たら詐欺を疑う。
- ③電話をかけてきた相手の正式な番号を確認し、折り返しの電話をして偽物かどうかを確認する。



健康づくり地域座談会のご案内

健康づくり地域座談会を開催します。

●日時=3月14日(木)午後6時半~午後7時半(開場:午後6時)

●場所=大東公民館(体育館)

●講師=はなぶさ消化器・内視鏡クリニック院長 英 妙子先生

●テーマ=「あなたの大切な人のため、がん検診を受けて、肺・大腸・胃がんをゼロにしよう!」

多数のご参加お待ちしております。

福祉・健康



令和6年度申間市奨学資金奨学生募集

●募集人員および貸与金額
大学、短大、大学院、専修学校(専門課程)、大学院若千名/月額2万5千円(無利子)

●高校、高専、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)若千名/月額1万5千円(無利子)

☎72-10333(内線516)

募集



- 出願の資格
①本市に2年以上在住、もしくはその世帯に属する者
- ②向学心に富み、意志堅固、成績優秀、品行方正、身心共に健康であること
- ③学資の支弁が困難であること
- 貸与期間=貸与決定から学校の正規の修業期間終了まで
- 提出書類
①奨学生願書
②奨学生推薦調査書
③在学証明書
④住民票謄本(同一世帯全員)
- ⑤市税完納証明書
- ⑥令和5年分の所得を証明する書類(父母など)
- ※連帯保証人は市税などの滞納がない者とする
- 受付期間など
4月1日(月)~5月31日(金)
- ①郵送の場合:当日消印有効
- ②直接提出の場合:土日、祝日を除く午前8時半~午後5時15分
- 採用決定の時期=6月下旬(予定)
- 返済免除
返済開始日以降、本市の住民基本台帳に登録し、かつ、本市に居住している方は返済免除あり
- ☎55-11119

年金トピックス

「特別支給の老齢厚生年金」手続きはお済みですか?

特別支給の老齢厚生年金は65歳未満の方を対象に①60歳以上であること、②1年以上の厚生年金保険の被保険者期間があること、③老齢基礎年金の資格期間を満たしていること(保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上あること)の3つの条件を満たしていれば支給されます。

受給権が発生する方には、3カ月前に日本年金機構から「年金請求書」が送付されます。

生年月日に応じて受給開始年齢がそれぞれ異なりますので詳しくはお問い合わせください。

国民年金(第1号被保険者)の届け出を忘れていませんか?

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。次のようなときは忘れずに届け出を行いましょ。

- ・会社を退職したとき
- ・配偶者が退職し、被扶養配偶者でなくなったとき
- ・収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき
- ・海外に居住し、任意加入する場合
- ・海外から帰ったとき

問い合わせ先 市民生活課市民係 ☎72-1117(内線225・226) / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571